



建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

▶ 解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年（2020年）7月に石綿則が改正されました。解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行う必要があります。

▶ 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件（※）を満たす人が行う必要があります。（令和5年（2023年）10月1日施行）

※ 建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定）

※ 令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

解体・改修工事の現場では、常に石綿の飛散によるばく露の危険があります。工事に従事する皆様の健康被害・健康障害を防止するため、必要な知識を習得しましょう！

建築物石綿含有建材調査者講習 令和3年度予定表

	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
一般調査者	5-6 (長野)	28-29 (松本)		9-10 (飯田)	28-29 (松本)		9-10 (長野)		3-4 (松本)
一戸建て等調査者			19-20 (上田)	27-28 (長野)		16-17 (佐久)		18-19 (飯田)	21-22 (長野)

※申込書等の様式が他講習会と異なりますのでご注意ください。



建災防長野県支部 ホームページ ➡ <http://www.choken.or.jp/kousyu03.html>

〒380-0824 長野市南石堂町1230長建ビル2F Tel:026-228-7200 Fax:026-224-3061

参考：石綿総合情報ポータルサイト
厚労省石綿情報サイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html